

平成 28 年 12 月 9 日

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター）

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 武蔵野会

(2) 所在地

東京都八王子市台町一丁目 19 番 3 号

(3) 代表者

理事長 上野 純宏

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成28年 4 月 7 日 第 1 回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

4 月 22 日 第 2 回指定管理者選定小委員会

（施設実施調査、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、企画提案書作成要項の審議）

5 月 18 日 平成28年度第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管

	理者の選定対象団体として特定)
6月24日	企画提案書作成要項配付
6月29日	企画提案書作成要項説明（団体を特定して実施）
7月20日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
7月21日	経営診断委託
8月1日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月30日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月10日	平成28年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、障害者の人権と意思決定を尊重し、社会参加の機会の提供と質の高い相談支援を行うことができること、地域との連携を強化できること、障害者のより豊かで充実した地域生活を実現するための施設運営が期待できること等の理由により、社会福祉法人武蔵野会が、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、法人の収支に対する支払委託料の割合が低く、安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開に関する規程のほか、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されている。それらに基づき、研修や職員会議等により、積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程、就業規則を整備しており、それらに基づく運用が行われている。

役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的開催されている。

(4) 運営実績

都内で、入所・通所・相談支援等の多種多様な障害福祉事業所を運営し、障害福祉分野において十分な実績がある。

区内でも、当該事業所のほか、北町福祉作業所、大泉町福祉園、光が丘福祉園、練馬福祉園（施設入所支援）、きたまちホーム（障害者グループホーム）を運営している。

当該施設における利用者アンケートや運営協議会の評価は、良好である。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人事業所間の連携による人材と資源の有効活用、法人本部の支援を活用した運営経費の削減等の計画がある。

非常勤職員を含めて社会福祉士、相談支援専門員等の有資格者を可能な限り多く配置し、専門的で質の高いサービスを提供している。

(6) 受託への熱意・意欲

児童・高齢者および障害者の施設を運営する法人の総合力を生かし、光が丘障害者地域生活支援センターを障害者の地域生活の拠点として運営し、地域住民と協働して障害者の福祉の増進を図ることへの意欲がある。

障害、高齢、児童、保健医療の分野を連携する相談支援ネットワークを構築する提案があり、障害者が安心して生活できる環境を整え、地域生活から孤立する障害者をつくらないように取り組む提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設における危機管理を法人全体として取り組むため、理事長が設置する法人リスクマネジメント委員会が包括管理している。

施設独自に緊急時対応マニュアルを作成し、迅速かつ適正な対応ができるようにしている。

(8) 施設管理運営体制

同じ建物内にある総合福祉事務所や保健相談所などの関係機関と日頃から連携を図ることや、障害者の地域生活の拠点として住民サービスの向上に努める提案がある。

近隣の小学校の避難拠点運営連絡会に協力会員として参加し、定例の会議や訓練に参加することで、地域住民との協力関係を築きながら、地域に暮らす障害者の災害対策に取り組む提案がある。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情解決規程を整備し、苦情等への迅速な対応に努めている。

利用者に提供すべきサービスや支援技術に関するガイドラインを作成し、常に人権尊重の立場で考え支援する提案がある。人権擁護や虐待防止、障害者差別解消への取組について職員研修や勉強会を取り入れている。

(10) 職員の育成

職員が設定した課題に沿って、個別に研修計画を作成し、法人が主催する職員階層ごとの研修や、外部機関が開催する専門職研修に積極的に参加している。

また、日常的なOJT、月例職員会議でのケース検討を実施することで、職員の専門的スキルの向上を図っている。

(11) 団体の理念・姿勢

「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」を法人の基本理念とし、理念の説明、それに基づく行動規範と実践例、倫理綱領を「支援介護の基本ブック」としてまとめ、理念実践に繋げているほか、少人数制の対話型研修等を通じて共通理解を促進している。

社会福祉法人の責務として、法人成年後見の推進やHIV長期療養者の福祉施設受入れのためのガイドブックの作成および講師の派遣、累犯障害者の受入れ、月1回の被災地でのボランティア活動等、多くの社会貢献活動を行っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

地域に根ざした施設運営を目指し、積極的に区民雇用に取り組み、平成28年4月1日現在、非常勤職員の半数が区民である。今後も相談支援専門員や社会福祉士等の資格者の確保を前提としつつ、区民雇用を進める提案がある。

物品の購入や再委託について、区内事業者の活用を図っており、今後も区内事業者からの購入を推進していく考えがある。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

障害者または家族関係等において複雑な課題がある利用者には、アウトリーチによる丁寧な支援を行うなど、基幹相談支援センターとして支援が困難なケースに積極的に関わっている。また、計画相談支援に関するノウハウを、地域の民間相談支援事業所に定期的に提供することや、民間相談支援事業所のサービス等利用計画の作成を個別に支援するなど、地域の相談支援の質の向上に取り組んでおり、これらの取組を継続していく提案がある。

福祉講座の開催や出張講座、まちづくり活動への職員・利用者の参加等の活動を通じて、地域住民に対する障害への理解の啓発を進めている。また、余暇活動やワークショップ活動において住民ボランティアの参加の機会を拡大するとともに、区が実施する地域福祉パワーアップカレッジねりま等との連携も進めながら、地域福祉を担う人材の育成と地域福祉の充実に取り組む提案がある。

障害、高齢、児童、保健医療といった分野を越えた横断的な相談支援のネットワーク化を進め、地域のボランティア人材との協力関係を築きながら、関係機関の連携と地域住民との協働により共生社会の実現に取り組む提案がある。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター）

1 評価項目・評価基準（細目）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 多様な障害特性に応じた質の高い相談支援に向けた提案 (2) 障害者の自立した日常生活・社会生活を営むための提案 (3) 障害者の自主的活動・地域活動支援に対する提案 (4) 地域、関係機関、社会資源との連携についての提案 (5) 地域住民への啓発活動やボランティアの育成に対する提案	10点	8点
合 計	100点	78点